

2025 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス タ ー ト ラ イ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 村 賢 治  
(コード番号：477A 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 井 上 剛  
(TEL 050-5893-8926)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に  
伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数                                                    | 当社普通株式 1,400,000株                                                                                                                                                                                                          |
| (2) 募集株式の払込金額                                                     | 未定(2025年12月4日開催予定の取締役会で決定する。)                                                                                                                                                                                              |
| (3) 払込期日                                                          | 2025年12月19日(金曜日)                                                                                                                                                                                                           |
| (4) 増加する資本金及び<br>資本準備金に関する事項                                      | 増加する資本金の額は、2025年12月12日に決定される予定の引受価額を<br>基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増<br>加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたと<br>きは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の<br>額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。                                      |
| (5) 募 集 方 法                                                       | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、<br>SMB C日興証券株式会社、楽天証券株式会社、極東証券株式会社、松<br>井証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、東海東京証券株式会社、丸<br>三証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価<br>額で買取引受けさせる。<br>引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を<br>下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格                                                       | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮<br>条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年12月<br>12日に決定する。)                                                                                                                                      |
| (7) 申 込 期 間                                                       | 2025年12月15日(月曜日)から<br>2025年12月18日(木曜日)まで                                                                                                                                                                                   |
| (8) 申 込 株 数 単 位                                                   | 100株                                                                                                                                                                                                                       |
| (9) 株 式 受 渡 期 日                                                   | 2025年12月22日(月曜日)                                                                                                                                                                                                           |
| (10) 引 受 人 の 対 価                                                  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価<br>額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格<br>と同時に決定する。                                                                                                                                          |
| (11) 払 込 取 扱 場 所                                                  | 株式会社横浜銀行 本店営業部                                                                                                                                                                                                             |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締<br>役会において決定する。 |                                                                                                                                                                                                                            |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                           |                                                                                                                                                                                                                            |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する  
行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並  
びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお  
願いたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                 |                                                                                                  |         |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式                                                                                           | 60,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数  | 神奈川県川崎市宮前区宮崎六丁目5番地140<br>株式会社ストーン                                                                | 30,000株 |
|                 | 東京都日野市<br>西村 賢治                                                                                  | 10,000株 |
|                 | 神奈川県川崎市高津区<br>長谷川 新里                                                                             | 10,000株 |
|                 | 東京都府中市<br>白木 孝一                                                                                  | 10,000株 |
| (3) 売 出 方 法     | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。                                             |         |
| (4) 売 出 価 格     | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）                                                                          |         |
| (5) 申 込 期 間     | 上記1.における申込期間と同一である。                                                                              |         |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。                                                                            |         |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。                                                                            |         |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。 |         |
| (9)             | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。                           |         |

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |                 |                                                                                                          |              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式                                                                                                   | 219,000株（上限） |
|                 | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年12月12日（発行価格等決定日）に決定される。） |              |
| (2) 売 出 人       | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>みずほ証券株式会社                                                                           |              |
| (3) 売 出 方 法     | 売出価格での一般向けの売出しである。                                                                                       |              |
| (4) 売 出 価 格     | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）                                                                                  |              |
| (5) 申 込 期 間     | 上記1.における申込期間と同一である。                                                                                      |              |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。                                                                                    |              |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。                                                                                    |              |
| (8)             | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。                                   |              |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による募集株式発行の件

- |                                                           |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数                                            | 当社普通株式 219,000株                                                                                                                                                       |
| (2) 募集株式の払込金額                                             | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）                                                                                                                                          |
| (3) 申込期日                                                  | 2026年1月20日（火曜日）                                                                                                                                                       |
| (4) 払込期日                                                  | 2026年1月21日（水曜日）                                                                                                                                                       |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                  | 増加する資本金の額は、2025年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法                                                  | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。                                                                                                          |
| (7) 割当価格                                                  | 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）                                                                                                                                          |
| (8) 申込株数単位                                                | 上記1.における申込株数単位と同一である。                                                                                                                                                 |
| (9) 払込取扱場所                                                | 株式会社横浜銀行 本店営業部                                                                                                                                                        |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。                 |                                                                                                                                                                       |
| (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |                                                                                                                                                                       |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。       |                                                                                                                                                                       |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- |                   |                                                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募 集 株 式 数     | 当社普通株式 1,400,000株                                                          |
| (2) 売 出 株 式 数     | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 60,000株                                         |
|                   | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)<br>当社普通株式 上限219,000株                               |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025年12月5日(金曜日)から<br>2025年12月11日(木曜日)まで                                    |
| (4) 価 格 決 定 日     | 2025年12月12日(金曜日)<br>(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間       | 2025年12月15日(月曜日)から<br>2025年12月18日(木曜日)まで                                   |
| (6) 払 込 期 日       | 2025年12月19日(金曜日)                                                           |
| (7) 株 式 受 渡 期 日   | 2025年12月22日(月曜日)                                                           |

### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が219,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社ウエスト（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年12月22日（上場日）から2026年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

|                                           |                |
|-------------------------------------------|----------------|
| 現 在 の 発 行 済 株 式 総 数                       | 2,512,000株     |
| 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に よ る 増 加 株 式 数       | 1,400,000株     |
| 公 募 後 の 発 行 済 株 式 総 数                     | 3,912,000株     |
| 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 に よ る 増 加 株 式 数 | 219,000株（最大）   |
| 増 加 後 の 発 行 済 株 式 総 数                     | 4,131,000株（最大） |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 546,720 千円（※）に、第三者割当増資の手取概算額上限 88,651 千円（※）を合わせた手取概算額合計上限 635,371 千円については、1. 既存事業の新規出店に関わる投資資金、2. 手元運転資金に充当する予定であります。

#### 1. 既存事業の新規出店に関わる投資資金

今後の業容拡大及び持続的な事業成長のため、障害者雇用支援サービス事業「BYSN」の新規出店に関わる投資資金として、2027 年 3 月期に 435,371 千円を充当する予定であります。

#### 2. 手元運転資金の確保

「BYSN」の新規出店に伴う販売用の焙煎機等の仕入資金や従業員の採用費等の使用を目的に、手元運転資金として 2026 年 3 月期に 200,000 千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 440 円を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分

#### （1）利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年 1 回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

#### （2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

#### （3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）、（2）に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

|                          | 2023年3月期   | 2024年3月期   | 2025年3月期   |
|--------------------------|------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純利益               | 34.72円     | 13.62円     | 57.36円     |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) | －円<br>(－円) |
| 実績配当性向                   | －％         | －％         | －％         |
| 自己資本当期純利益率               | 25.3％      | 6.8％       | 21.8％      |
| 純資産配当率                   | －％         | －％         | －％         |

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 2022年11月25日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社ウエスト、売出人かつ当社株主である株式会社ストーン、西村賢治、長谷川新里及び白木孝一、当社株主かつ新株予約権者である井上剛、当社株主であるディーエムソリューションズ株式会社、みずほリース株式会社、株式会社WOWOWコミュニケーションズ、株式会社プラネット及び本田凜太郎、並びに新株予約権者である石川敬啓及び従業員95名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年11月19日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。